## ② 所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

### ③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険(主にサラリーマンの方が加入している健康保険)の被 扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

# ~ 入院時の食事療養標準負担額について ~

《平成28年4月1日から、入院時の食事療養標準負担額が一部変わります。》

#### ◎住民税課税世帯の方の食事療養標準負担額(食事代)が

《平成28年4月1日~》1食につき 260円→360円 に

《平成30年4月1日~》1食につき 360円→460円 に 変更となります。

ただし、指定難病の方※は、 1食につき 260円 に 据え置かれます。

※ 北海道の発行する指定難病の医療受給者証をお持ちの方

#### 【注意事項】

- (1) 指定難病の方は、北海道の発行する医療受給者証を医療機関へご提示ください。
- (2) 指定難病の医療受給者証については、稚内保健所へお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 **〒060-0062** 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 電話 011-290-5601

後期高齢者医療保険については

幌延町役場 住民生活課 税務保険グループ 電話 5-1115 (旧町民課生活環境グループ)

指定難病の医療受給者証については

稚内保健所 健康推進課 電話 0162-33-2417

# 幌延町国民健康保険に加入されている皆さまへ

## ★国民健康保険被保険者証の更新について

現在使用している国民健康保険被保険者証は平成28年4月30日(土)までが有効期限となってい ます。

つきましては、下記日程により更新手続を実施します。

●日 程

4月11日(月)~22日(金)

幌延・下沼・北進・上幌延・開進地区の方

【役場住民生活課税務保険グループ(旧町民課生活環境グループ)窓口】

問寒別・中問寒・上問寒・雄興地区の方 【問寒別出張所】

- ●持参するもの
  - ・現在使用中の国民健康保険被保険者証(既加入者)
  - ・印鑑
  - ・就学のために幌延から住所を移している方については、在学証明書または合格通知書など。

問い合わせ先 住民生活課税務保険グループ 電話 5-1115・告知端末機 5-8812 (旧町民課生活環境グループ)